

仙台市タクシー事業の適正化・活性化に係る取組み状況の総括について

はじめに、仙台市タクシー事業適正化・活性化協議会は、平成21年10月1日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたことにより、特定地域として指定を受け、これに伴い一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関して必要な協議を行うとともに、仙台市における地域計画の作成とその実施に係る連絡調整を図り、事業の適正化・活性化に取り組んでまいりました。その後、平成26年1月タクシー特措法が一部改正となり準特定地域に移行し、翌年6月再び特定地域の指定を受けましたが、昨年6月準特定地域に移行したことから、これまでの取組み状況について総括することといたしました。

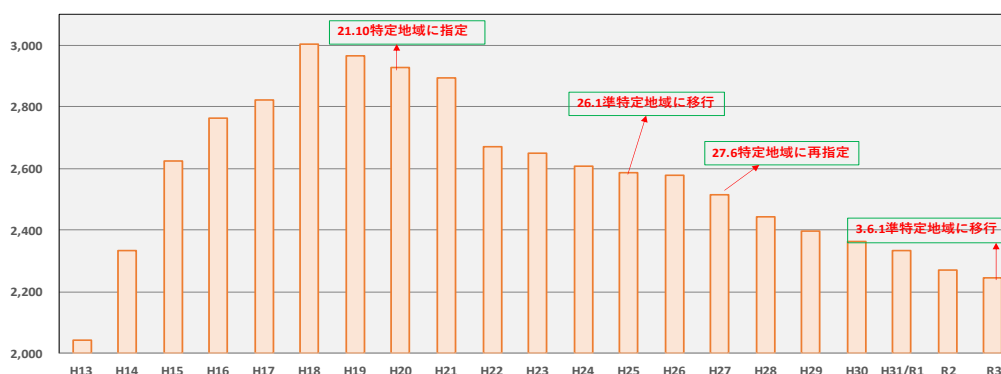
1. タクシー車両数の推移

仙台市のタクシー事業者は、特定地域における輸送の安全及び利用者の利便を確保し、公共交通としての機能を十分に発揮するため特定地域計画に基づき、タクシー車両数の供給過剰状態の解消に向けた事業の合理化に取り組んでまいりました。

タクシー車両数の推移について、下記のとおり規制緩和前年の平成13年から特定地域指定年等で比較すると、平成14年2月の規制緩和以降に急激に増加し、平成18年度にはこれまで最多の3,003両に達しましたが、過剰な供給に対する事業の見直し等により特定地域に移行直後の平成27年度は、2,516両であったものが令和2年度には2,269両（247両、-9.8%の減車）となりました。

平成13年	2,041両	〔規制緩和以前〕
平成18年	3,003両	〔過去最多車両数〕
平成21年	2,896両	〔特定地域に指定・事業者数63者〕
平成26年	2,580両	〔準特定地域に移行・事業者数56者〕
平成27年	2,516両	〔特定地域に再指定〕
令和2年	2,269両	〔事業者数46者〕
令和3年	2,246両	〔準特定地域に再移行〕

車両数の推移



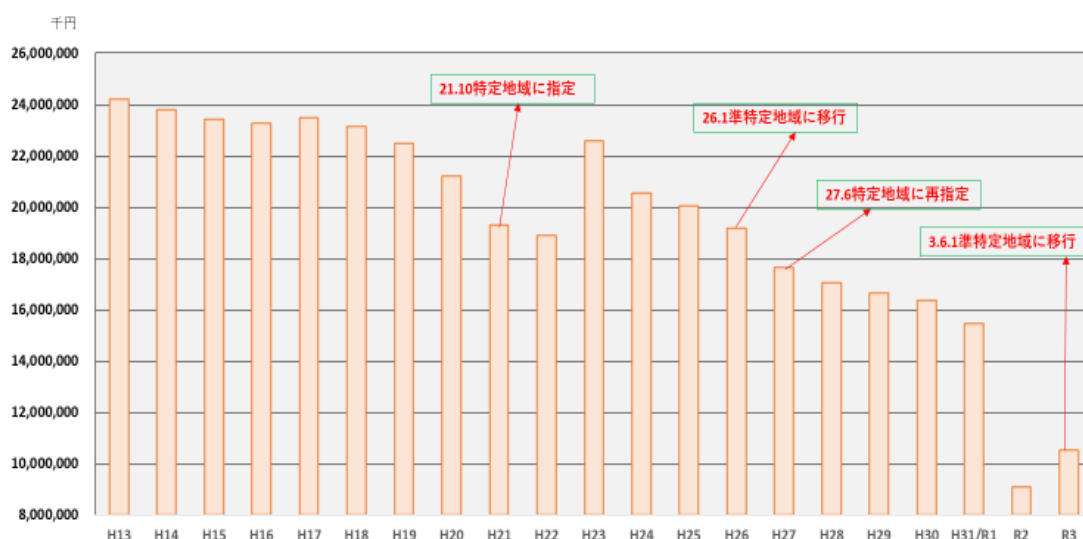
2. 特定事業計画の実施状況と効果の検証

(1) 総営業収入（輸送実績）について

規制緩和前年から比較すると、下記のとおり規制緩和以前の平成13年度実績と特定地域に指定された平成21年度実績を比較すると輸送収入については、平成13年度が約242億2,100万円、平成21年度が約190億3,100万円で、約51億9,000万円（-21.4%）の減収となっている。また、再指定された平成27年度実績と特定地域指定が解除された直前の令和2年度実績で比較すると、輸送収入については平成27年度が約176億4,300万円、令和2年度が約90億9,800万円で、約85億5,000万円（-48.5%）の減収となっており、とりわけ令和2年度の実績については新型コロナウイルス感染拡大の影響が減収の大きな要因となりました。（輸送実績等の推移は、別添資料1.「事業再構築の進捗状況」を参照）

平成13年	24,211,990千円	〔規制緩和以前〕
平成18年	23,132,542千円	〔過去最多車両数年〕
平成21年	19,318,897千円	〔特定地域に指定・事業者数63者〕
平成26年	19,185,564千円	〔準特定地域に移行・事業者数56者〕
平成27年	17,643,303千円	〔特定地域に再指定〕
令和2年	9,098,272千円	〔事業者数46者〕
令和3年	10,527,537千円	〔準特定地域に再移行〕

総営業収入の推移



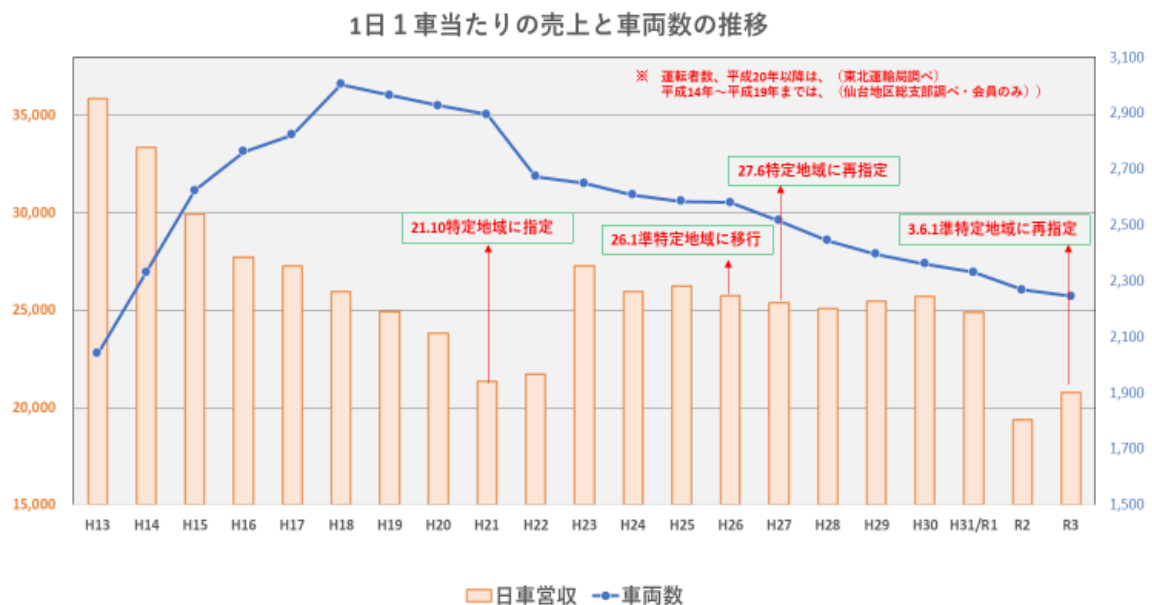
(2) 日車営収（1日1車当たりの平均営業収入）について

日車営収については、規制緩和前年から比較すると下記のとおり規制緩和以前の平成13年に35,887円であったものが年々減収傾向で推移し、特定地域に指定された平成21年にはリーマンショック翌年という影響もあり21,353円に急落しました。しかし、東日本大震災後

の平成23年度には27,274円に回復し、その後も車両数の適正化の成果で25,000円台で推移しております。

但し、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により19,353円まで落ち込んでおります。

平成13年	35,887円	〔規制緩和以前〕
平成18年	25,955円	〔過去最多車両数年〕
平成21年	21,353円	〔特定地域に指定・63事業者〕
平成26年	25,735円	〔準特定地域に移行・56事業者〕
平成27年	25,393円	〔特定地域に再指定〕
令和2年	19,353円	〔事業者数46者〕
令和3年	20,748円	〔準特定地域に再指定〕



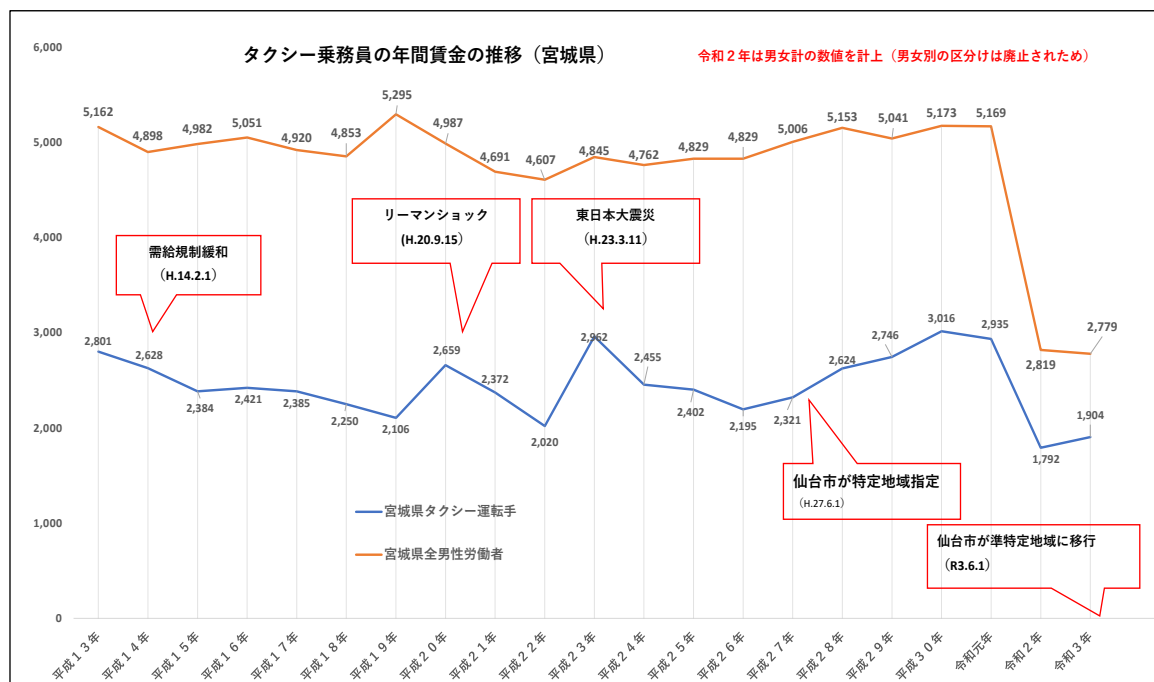
(3) 年間賃金の推移について (宮城県内タクシー運転手)

年間賃金については、規制緩和前年から比較すると、平成13年度に約280万円であったものが年々減収傾向で推移し、東日本大震災後の平成23年度には約290万円と回復傾向が見られ、再度特定地域に移行した平成27年度以降も増収傾向で推移しております。

但し、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響で約180万円まで落ち込んでおります。

平成13年	2,801,000円	〔規制緩和以前〕
平成18年	2,250,000円	〔過去最多車両数年〕
平成21年	2,372,000円	〔特定地域に指定・63事業者〕
平成26年	2,195,000円	〔準特定地域に移行・56事業者〕

平成27年	2,321,000円〔特定地域に再指定〕
令和2年	1,792,000円〔事業者数46者〕
令和3年	1,904,000円〔準特定地域に再指定〕



前記現状を踏まえて特定計画について検証すると、車両数については、令和2年度に2,269両まで減車に至り、平成27年6月26日付で東北運輸局長が公示した仙台市における特定地域の適正車両数(上限2,392両、下限2,181両)と目標車両数2,407両(特定地域指定日現在の車両数2,580両)については達成し、事業の健全化に一定の効果が得られ、その結果、年間賃金については回復基調でありました。

但し、令和2年以降はコロナ禍の影響で大幅減となっております。

最後に令和3年度末の仙台市のタクシー乗務員の平均年齢は63.9歳であり、宮城県労働者全産業計の平均年齢43.2歳に対し、高齢化が顕著となっております。従って、若年層運転者の確保が重要な課題となっております。

3. 活性化への取り組みについて

平成28年11月25日仙台市タクシー事業の適正化・活性化協議会において、地域計画が策定された以降、タクシー事業者は地域計画に基づき様々な活性化に向けた取り組みを実施しており、前回、令和2年9月18日に開催した第8回仙台市タクシー特定地域協議会においては、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を考慮し、新たな休車制度(預かり減車)の創設等を要望することを決議し、要望書を国土交通大臣に提出しております。

なお、令和3年3月末までの主な取り組み状況についての詳細は、資料2「特定事業計画の実施状況」をご覧ください。